

平成14年度概算要求（雇用均等・児童家庭局）の概要

安心して子どもを産み育て、意欲を持って働く 社会環境の整備

少子化が急速に進展する中、我が国の社会を安定させ、経済を活力あるものにするためには、子どものしあわせを第一に考え、児童の健全育成を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができ、また、女性がその能力を十分に発揮することができる社会環境を整備することが重要である。

このため、多様な子育てニーズに対応し、保育サービスや仕事と家庭の両立支援策等を拡充するための新エンゼルプランを積極的に推進して、子育て家庭を支援する。特に、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受入れ体制の整備等を重点的に進める。

母子家庭等については、その自立を総合的に支援することとし、併せて児童扶養手当制度の見直しを行う。また、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策を充実する。

さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る。

1 保育をはじめとする子育て支援対策の充実

7, 145億円

(1) 保育所の待機児童ゼロ作戦の推進

343億円

○ 保育所の受入れ児童数の増大

322億円

待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所受入れ児童数を約5万人増やす。特に需要の多い低年齢児（0～2歳児）の受入れの増を図る。

また、これに対応した施設整備を行う。

- (新) ○ 送迎保育ステーションの整備 2. 6億円
駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎サービスを実施する。送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を行う。
- (新) ○ 駅前保育サービス提供施設等の整備 60百万円
駅前等の利便性の高い場所に、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター等の保育サービス提供施設を整備する場合、必要な準備経費を助成する。
- (新) ○ 認可外保育施設の認可化の促進 1. 3億円
一定の水準の質のサービスを提供する認可外保育施設が認可保育所に移行するに当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。
- 家庭的保育事業の促進 13億円
・夜間型家庭的保育の創設
・受入れ児童数の増（3人→補助者を配置する場合は5人）

(2) 放課後児童の受入れ体制の整備

- 放課後児童クラブの拡充 71億円
大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15,000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増加させる。また、小規模クラブ（10人以上20人未満）について、その設置を促進するため、過疎地等の補助要件を撤廃する。さらに、学校週5日制に対応し、土日祝日も開設するクラブに対し補助を加算する。
10,000か所 → 10,800か所

(3) 多様な保育サービスの提供

- 延長保育の推進 274億円
9,000か所 → 10,000か所
- 休日保育の推進 2. 3億円
200か所 → 450か所

(4) 子育て家庭への支援の充実

- (新) ○ つどいの広場事業の創設 1. 6億円
公共施設内のスペースや商店街の空き店舗などの社会資源を活用し、育児に不安や悩みを抱える親などが気軽に集い交流できる場を提供するとともに、ボランティアによる相談等を実施する。
- 地域子育て支援センターの整備 41億円
2, 100か所 → 2, 400か所
- 一時保育の推進 23億円
2, 500か所 → 3, 500か所
- 乳幼児健康支援一時預かり事業 9. 4億円
275市町村 → 350市町村
- 小児救急医療体制の整備 13億円
二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、小児救急患者を広域で受け入れる「小児救急医療拠点病院」を新たに整備する。また、在宅当番医制事業における小児の初期救急対応のモデル的取組を推進する。
- 周産期医療体制の整備 2. 9億円
周産期医療体制（母胎が危険な妊娠婦や低出生体重児に適切な医療を提供する医療体制）の整備を推進するとともに、不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む女性に対する医療面の支援を拡充する。
周産期医療ネットワーク 20都道府県 → 28都道府県
不妊専門相談センター 30か所 → 36か所
- 子ども家庭総合研究の充実 8億円
小児・周産期医療に携わる小児科・産婦人科医師の育成に関する調査研究、生涯を通した女性の健康支援に関する調査研究を実施する。
- 児童手当国庫負担金 1, 917億円

2 仕事と家庭の両立支援対策の推進

97億円

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

97億円

○ ファミリー・サポート・センター事業の拡大

35億円

地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。

182か所 → 286か所（本部）

○ 家庭にやさしい企業（ファミリー・フレンドリー企業）の一層の普及促進

29億円

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を図るため、育児両立支援奨励金（仮称）の創設、シンポジウムの開催、企業表彰の実施など「家庭にやさしい企業」の普及促進に総合的に取り組む。

3 児童虐待防止対策の充実

34億円

(1) 虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向けた体制の充実 8.3億円

(新) ○ つどいの広場事業の創設（再掲）

1.6億円

(新) ○ 家庭訪問等身近な地域での支援事業の実施

2.5億円

児童相談所や児童家庭支援センターと連携する子ども家庭支援員制度を創設し、同支援員が軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う。

また、児童家庭支援センターの設置要件を緩和し、市町村事業としてモデル的に実施する。

○ 児童委員の虐待防止活動への取組の促進

1.1億円

すべての児童委員を対象として、3年に1度の改選に当たり、虐待防止のための実践的な活動方法や技法等を習得するための研修会を開催し児童委員活動の質の向上を図る。

(新) ○ 一時保護所（児童相談所）の体制強化及び児童虐待対応機関の連携強化

1. 1億円

一時保護所（児童相談所）のうち一定規模以上のものに主任児童指導員を配置し、処遇の質の向上を図る。また、各地域において、児童相談所や保健所など児童虐待に関する機関が連携して対応するための独自のマニュアルを作成する。

(2) 児童の保護と保護者等への指導体制の充実

16億円

(新) ○ 里親制度の充実

1億円

被虐待児等に対する専門的な援助技術を持った専門里親（仮称）制度を創設する。専門里親に対し研修を実施し、専門的技能を持った専門里親に一定期間（2年以内）子どもの養育を委託することにより、早期の家庭復帰を目指す。

また、里親に対する養育相談や、一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を行う里親支援事業を実施する。

○ 被虐待児の個別対応職員の配置の拡充

7. 4億円

虐待を受けて乳児院へ入所した乳児等ができるだけ早く家庭に帰し、家庭で適切な養育が受けられるよう、親等に対して育児指導・相談を専門的に行う職員を乳児院に配置する。

4 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対応の充実 12億円

(新) ○ 婦人相談所の機能強化及び一時保護委託制度の創設 3. 5億円

婦人相談所において、休日・夜間の相談体制の強化を図る。また、一定の基準を満たす民間施設（民間シェルター）等に対し被害者の一時保護を委託する制度を創設するとともに、婦人相談所と福祉事務所や民間施設等との連絡会議を開催するなどの連携の強化を図る。

(新) ○ 一時保護所（婦人相談所）及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置

68百万円

被害者への心のケア対策として、一時保護所（婦人相談所）や婦人保護施設に心理療法担当職員を配置する。

- (新) ○ 婦人相談所職員等への専門研修会の実施 2百万円
 婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に従事する職員に対し、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関する専門研修を行う。

5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 18億円

(1) 女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進 10億円

- ポジティブ・アクション推進協議会の活動の拡充 17百万円
 経営者団体と連携して、ポジティブ・アクションの取組を全国的に広く普及するため、地方における取組を強化することとし、都道府県レベルの地方推進協議会を設置する。

(2) 実質的な均等取扱いの確保対策の充実 1.7億円

- ・間接差別に対する検討

(3) 再就職対策の推進 26百万円

ポジティブ・アクションとしての再就職モデル開発事業の推進

6 パートタイム労働対策の推進 23億円

(1) 短時間労働者雇用管理改善等援助事業の推進 23億円

(2) 短時間労働者対策基本方針の改定などパートタイム労働対策の見直し 11百万円

7 総合的な母子家庭等対策の推進

- 母子家庭等の自立支援対策と児童扶養手当制度の見直し 2,69'2億円
 母子家庭等の自立を支援するため、自立に向けた相談機能の強化、就労支援策の充実、子育て支援策や生活環境の整備等の対策を総合的に推進する。併せて、児童扶養手当制度の見直しを行う。

安心して働ける環境づくり

経済社会の構造変化の中で、労働者が安心して働ける環境を整備していくことは引き続き重要な課題である。

このため、多様な働き方を可能とする労働環境の整備、健康で安心して働ける職場づくり、労働関係の個別化・複雑化の中で安心して働ける条件整備等の方策を推進する。

多様な働き方を可能とする労働環境の整備

57百万円

在宅就業対策の推進

○ 在宅就業対策の推進

57百万円

在宅就業を支援するため、自己診断システムによる在宅就業者の基礎的な能力の評価結果に係る情報や能力向上のための教育訓練制度情報などをインターネットにより提供する。

構造改革特別要求（少子高齢化への対応）

（新）○ 待機児童解消のための保育施策の推進等

1. 6億円

待機児童ゼロ作戦の推進等、時代のニーズに応えた保育施策を推進するため、待機児童解消のための先進的な保育施策の取組事例等を収集した資料集の作成、都道府県、市町村、保育所等による保育施策推進のための協議会の開催、認可外保育施設や保育士に関する広報啓発等を実施する。

また、主任児童委員に対して、保育や虐待の専門的研修を実施する。

（新）○ 少子化への対応と子育て支援策等に関する調査研究の推進 30百万円

少子化が進む我が国の現状とその要因について分析し、我が国社会に与える影響等を調査する。また、少子化の進行と子育て支援策との関係について、国民の意識とニーズを調査する。